

## ～上水道配水管布設事業補助金の申請について～



「上水道配水管布設事業補助金」は、千葉県企業局または千葉市水道局（以下、「水道局」）が公道などで配水管の布設工事を行う際に、申請者に負担金が生じた場合、その一部を千葉市が補助金として交付する制度です。配水管から自宅等の敷地内へ水道を引く給水管（給水装置）の工事に関する補助金ではありませんので、あらかじめご了承ください。

### 1 配水管布設工事

新しく上水道を引く場合、まず、お住まいの地区を管轄する水道局にその旨を申請し、既設の水道管（配水管といいます）のあるところから、申請者の家の前まで配水管を延長する配水管布設工事を行うことになります。

単独世帯で申請することも、地域の方々が合同で申請することもできます。合同で申請する場合、申請者同士で話し合い、代表者を決めてください。

### 2 水道局との事前協議

単独世帯の場合は申請者が、複数世帯の場合は代表者が水道局と事前協議を行い、水道局に工事費用の算出をしてもらいます。工事費用の負担は、次のとおりです。

#### (1) 申請戸数1戸あたりの布設距離が20m以下の場合

配水管布設工事の費用の全額を水道局が負担します。（例えば、3戸による合同申請の場合、60mまで水道局が全額負担します。）

⇒ この場合、申請者の負担金が発生しないため、当補助金は関係ありません。

#### (2) 申請戸数1戸あたりの布設距離が20mを超える場合

1戸あたり20mまでの布設費用は水道局が負担し、20mを超える部分の費用については、水道局と申請者がそれぞれ2分の1を負担することになります。

⇒ この場合、申請者の負担額を減らすため、千葉市へ補助金の交付申請を行うことができます。

### 3 補助額の算出

補助額は、上記2の(2)により算出された申請者の負担額の3分の1の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は、補助金の交付を希望する世帯1戸につき20万円を乗じて得た額のいずれか低い額になります。

※裏面へ続きます。

## 4 補助金交付までの流れ

- (1) 水道局との事前協議後、水道局との間で布設工事の協定を締結して頂きます。
- (2) 協定に基づき申請者負担金を水道局へ納付した後、配水管布設工事が始まる前に「補助金交付申出書（様式第1号）」と添付書類を、千葉市役所区政推進課へご提出ください。
- (3) 申出書を審査し、適当と認められた場合は、千葉市から回答書が送付されます。
- (4) 工事完了後に、「補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）」と添付書類をご提出ください。
- (5) 申請書兼報告書を審査した後、千葉市から補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書が送付されます。  
届きましたら、「補助金交付請求書（様式第7号）」と添付書類をご提出ください。
- (6) 申請者が指定した口座へ、補助金が振り込まれます。  
※申請書などに必要な添付書類については、各様式の下部に記載されています。

## 5 留意事項

### (1) 千葉市への連絡について

補助金の交付にあたり、千葉市側も準備期間を要します。そのため、補助金の交付を希望される方は、水道局との協議により、申請者の負担金が発生することがわかり次第、速やかに区政推進課（下記連絡先）までご連絡ください。

### (2) 添付書類について

補助金の申請にあたっては、水道局が発行する次の書類が必要になります。

- ① 配水管工事にあたり水道局と締結した協定書（その写し）
- ② 水道局に負担金を支払ったことを証する書類（領収書の写し）
- ③ 布設箇所図面
- ④ 【工事完了後】負担金を精算した又は精算不要であることを証する書類
- ⑤ 【工事完了後】写真（着工前・工期中・完了後各1枚以上）

※①から③までの書類は、上記4の（2）で申請書を提出する際に必要になります。

## 6 連絡先

ご不明な点などがありましたら、お問い合わせください。

千葉市 市民局 市民自治推進部 区政推進課 区政推進班

電話 043-245-5133 / FAX 043-245-5550

Mail kusei.CIC@city.chiba.lg.jp

この補助金の要綱・申請書は、千葉市のホームページからダウンロードすることができます。

アドレス ⇒ <http://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/kusei/jousuidou.html>